

長崎県動物救護本部設置要綱

(目的)

第1条 長崎県動物救護本部(以下、「救護本部」という。)は、長崎県内で発生した災害時において、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、「被災動物」とは犬、猫等の家庭動物で被災者が飼養する動物及び被災により逸走・放浪している動物をいう。

(事業)

第3条 救護本部は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災動物医療支援事業
- (2) 被災動物保護支援事業
- (3) 避難動物支援事業
- (4) 被災動物救護関連事業

(基金)

第4条 救護本部の運営及び活動経費は、緊急災害時動物救済基金(以下、「救済基金」という。)によるものとする。

2 救済基金は、義援金等によるものとする。

3 救護本部における救済基金の管理は、本部長が行い、活動終了後速やかに収支決算報告書を本部長が作成し、監事の監査を受けるものとする。

4 救済基金を超えて、救護活動を行わなければならない等の特別な経費が生じるような場合は、救護本部が関係機関と協議の上、その取扱を決める。

5 救護活動を終了後、残余の経費、物資等については、救護本部が関係機関と協議の上、その取扱を決める。

(構成)

第5条 救護本部は、次の団体の代表者をもって構成する。

- (1) 公益社団法人長崎県獣医師会(以下、「長崎県獣医師会」という。)
- (2) 動物愛護推進員等ボランティア団体
- (3) 市町(動物愛護・狂犬病等担当部局)(被災地に含まれる市町)
- (4) 長崎市(長崎市動物管理センター)(被災地に長崎市が含まれる場合)
- (5) 佐世保市(佐世保市生活衛生課)(被災地に佐世保市が含まれる場合)
- (6) 長崎県(県民生活部生活衛生課)(以下、「長崎県生活衛生課」という。)
- (7) その他本部長が必要と認めた団体

(役員)

第6条 救護本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 委員
- (4) 監事

- 2 役員を選出は、救護本部構成員の互選によるものとする。
- 3 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。

- 2 副本部長は2名とし、本部長が本部の委員の中から指名する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。
- 3 委員は第5条の各構成団体から必要と思われる人数を選出する。
- 4 監事は2名とし、救護本部の構成団体に限らず、救護本部会議において選任する。監事は、救護本部が行う事務及び予算の執行状況について監査を行う。
- 5 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。

(救護本部会議の招集等)

第8条 本部長は、第3条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。

- 2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長が議決する。

(行政機関との連携)

第9条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び九州・山口9県等と連携する。

(事務局)

第10条 救護本部の事務局は、長崎県生活衛生課に置くものとし、長崎県獣医師会は事務局を補佐するものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

第11条 救護本部は、長崎県獣医師会と長崎県が協議の上、設置する。

- 2 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。
- 3 救護本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を依頼することができるものとする。

(活動内容の公表)

第12条 本部長は、救済基金の運営に関する事項や救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(協定)

第13条 長崎県は、第1条に掲げる目的を達成するため、長崎県獣医師会と別途協定を締結するものとする。

(本部長への委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。